

各都道府県行政改革担当部局長 }
各都道府県市区町村担当部局長 } 殿
各指定都市行政改革担当部局長 }

総務省自治行政局行政経営支援室長

原材料価格、エネルギーコスト等の上昇に係る

指定管理者制度の運用の留意点について

令和 4 年 8 月 26 日に発出された「地方公共団体の調達における中小企業者の受注機会の確保等について」（令和 4 年 8 月 26 日付総行経第 233 号自治行政局長通知）において、「官公需契約の一部に過度な低価格競争が生じていることや最低賃金の引上げに向けた環境整備の観点等を踏まえ、需給の状況、原材料及び人件費等の最新の実勢価格等を踏まえた適切な予定価格の作成、低入札価格調査制度、最低制限価格制度等の適切な活用、最低賃金額の改定や労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に係る契約後の状況に応じた必要な契約変更の実施等の適切な対策を講ずること」とされております。

日本銀行が毎月発表する企業物価指数においては 4 1 年ぶりの上昇水準となっている等、今般の原材料価格、エネルギーコスト等の上昇により指定管理者が負担する経費が増加するものと考えられますが、当該経費の増加については、各地方公共団体と指定管理者との間で締結した協定等において、リスク分担の考え方が示されている場合は当該考え方にに基づき対応し、地方公共団体と指定管理者の間で協議をすることとされている場合は当該協議に基づき取扱いを定める等、協定等に基づき適切に対応されるべきものです。また、協定等において取扱いが明確でない場合は、地方公共団体と指定管理者との間で別途協議を行い、取扱いを決定することが必要であると考えられます。

つきましては、指定管理者制度を導入している地方公共団体におかれましては、以上のことを踏まえ、適切な運用に努められますようお願いいたします。

また、各都道府県市区町村担当課におかれましては、貴都道府県内の市区町村に対しましても、本通知について周知方よろしく申し上げます。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 5 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

担 当	総務省自治行政局行政経営支援室
電話番号	03-5253-5519（直通）
ファクシミリ	03-5253-5992
電子メール	gyoukaku@soumu. go. jp